

「北九州市景観計画」の変更について（報告）

1 景観計画について

- 景観法に基づく良好な景観形成に関する計画（当初平成20年7月策定）で、
 - ① 計画の区域 ② 届出対象 ③ 建築物・工作物の景観形成基準等を定めたもの
- 建築物の新築や改築、色彩の変更等の際に届出を義務付け、良好な景観形成の誘導に取り組んでいる（景観法に基づく平成30年度迄の届出累計1,284件）

2 変更の目的

- 平成31年4月改定の本市景観づくりマスタープランに即し、
 - ① コンパクトなまちづくりを踏まえた景観づくり[景観形成拠点]
 - ② 地域特性を活かした景観づくり[景観形成基準の見直し]
 - ③ おもてなし（観光まちづくり）の視点をもった景観づくり[夜間景観の推進]
- 等に対応するため見直すもの

3 変更案の概要

- 北九州市景観計画（変更案）概要版 【別添資料のとおり】
- 主な変更点

- ・ 景観重点整備地区の新規追加（折尾地区・下曽根地区）

本市景観づくりマスタープランにおいて、重点的に景観形成を図る拠点として、「景観形成拠点」を新たに設けた。これに基づき、現行の8地区に加え、折尾、下曽根の2地区を新たに「景観重点整備地区」として追加する。

- ・ 届出対象の拡大

郊外の幹線道路沿いに立地する店舗等の景観誘導のため、届出対象規模を延べ面積3,000㎡超から1,000㎡超に変更する。

- ・ 景観形成基準の見直し

「地域特性を活かす景観づくり」や「来訪者へのおもてなしの視点をもった景観づくり」を推進させる等、きめ細かな景観形成要素の設定や夜間景観基準の追加、色彩基準の強化等、景観形成基準を充実させる。

4 改定の手続き

- 北九州市景観審議会及び改定検討部会への意見聴取
（これまでに景観審議会3回、改定検討部会3回実施）

5 スケジュール（予定）

令和元年10月	1日	建設建築委員会 報告
	10月21日～	パブリックコメント【1ヶ月間】
	12月上旬	建設建築委員会 報告（パブコメ結果）
令和2年	2月	都市計画審議会への意見聴取、景観審議会の答申
	4月	景観計画 告示 【告示6か月後に施行】
	6月	都市景観条例改正（届出対象規模の変更）